

未来



郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4525
25年2月25日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

悪天候下の出勤

出勤の強要、抽象的な指示をやめろ！



おはようございます。2月上旬の大雪は気象庁などから事前に数年に一度クラスの寒波によるもので、繰り返し嚴重注意が呼びかけられていました。この大雪では5、8日にかけて路面バスの運休、積雪や路面凍結によりバイク出勤困難など、認定されている通勤手段が利用できなかった社員が多数いました。出勤が困難になることは想定されていたはずですが、出勤時の指示は「最善の努力を行って」だけでした。

悪天候下(大雪)での「最善の努力を行って」の出勤指示に対する申し入れと長中局からの回答 (回答が他項と同じだった3,4は紙面の都合で省略)

1.積雪・路面凍結などで出勤困難な社員には出勤を強要せず、特別休暇を適用すること
局) 特別休暇の承認にあたっては通勤経路の状況、交通機関の運行状況、迂回に要する時間、当日の天候、同一方向からの通勤者の状況及び本人の出勤努力の度合いを総合的に検討して決定する

2.バイク通勤者がバイクで出勤できない場合の「最善の努力」手段を明らかにすること。また手段にかかった料金を支払うこと。例)タクシー料金、自家用車のガソリン代・駐車場料金、ホテル代金など
局) 悪天候が予想される場合は、通常よりも通勤時間が多くかかることを想定して、日常利用している交通機関以外の代替交通機関や自転車、徒歩により出勤しなければならない。
通勤手段の変更があった場合は、旅費として交通費を支給する。タクシー代、駐車場料金、ホテル代は支給しない。

5.上記の場合でタクシーを利用せず歩いて向かった場合、普段より30分~2時間ほど余分に通勤時間がかかることになる。この場合は「努力」をしたわけであるので努力に見合う対価=かかった時間を時給換算し支払うこと
局) 通勤手段認定の使用区間を超えている場合は、超えた距離について旅費として交通費を支給するが、徒歩の場合は支給しない。

6.出勤時、通常利用できる公共交通機関がストップしたら、自宅待機ということだが、解除・出勤要請は会社が行うこと
局) 社員が危険と判断した場合は、判断内容を管理者又は役職者へ電話連絡し、指示を仰ぐこととしている。自宅待機の場合は、出勤困難の状況が解消後は出勤することを命じる。

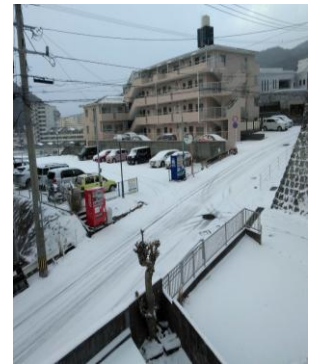
社員はこの「抽象的な」指示に戸惑いながらも最善の努力をして出勤を試みています。しかしこの「努力」に対して対価が支払われないことに憤りを感じます。

支部は多くの社員が思っている戸惑い・憤りの解消を求め、2月6日に緊急の申し入れを行いました。

「社員はこの「抽象的な」指示に戸惑いながらも最善の努力をして出勤を試みています。しかしこの「努力」に対して対価が支払われないことに憤りを感じます。

支部は多くの社員が思っている戸惑い・憤りの解消を求め、2月6日に緊急の申し入れを行いました。

した。19日に回答があったので報告します。申し入れの主旨は、1の「出勤困難な社員には出勤を強要せず、特別休暇を適用すること」ですが、特別休暇の承認にあたっては(中略)総合的に検討して決定する「代替交通機関や自転車、徒歩により出勤しなければならぬ」と「出勤困難」特別休暇ではなく出勤しなければならぬ回答がありました。想定していた回答であり、「凍結した道を路面電車・JRの駅まで1時間以上かけて歩けというのか」、「社員によって雪道への恐怖心は異なる」と明確な指示を求めましたが、



堂々巡りでした。

徒歩などで通常以上にかかった出勤時間を前超勤と考へ、かかった時間を時給換算し支払うことを求めましたが「対価」は支給しない。タクシー代金も支給しないと「無償の努力」が当然という態度に憤りを隠せません。

また「危険と判断した場合は、判断内容を管理者又は役職者へ電話連絡し、指示を仰ぐ」とありますが、早出・日勤者では未明4時頃の電話となります。出勤前の電話対応は、役職者にとっては時間外労働となる、連絡先は管理者とすること、と申し入れを行いました。はなはだ不満な回答・対応でしたが、支部は今後も社員の安全考慮を重視し、機会ごとに交渉を行っていきます。皆さんの意見をお寄せください。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。
期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。
めざせ、均等待遇。なつて差別！ ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！

